

平成 25 年 10 月 16 日

「共通番号制度の仕組み等に関する質問書」への回答

1. 個人番号の付番について

(1) 前回回答のとおり、システム上の機能要件や実装方式については技術的事項であるため、法律に規定しておりませんが、「個人番号」ではなく「符号」によって情報連携する前提で検討を進めております。

(2) ア. 「符号」は住民票コードから生成することを予定しています。

イ. いずれの方式を採用するかは、現在検討中です。

ウ. 「符号」は、情報提供ネットワークシステムのコアシステムが生成することを予定しており、情報提供ネットワークシステムを運営する総務省がその任務を担うこととしています。

エオ. いずれの方式を採用するかは、現在検討中です。

(3) ア. 管理することとなります。

イ. (住民票コードから直接「符号」を生成するのではなく、住民票コードから ID コードを不可逆関数により生成し、その ID コードから「符号」を生成することを予定しています。なお、住民票コードは「符号」生成後消去します。)

住民票コードの変更は、住民基本台帳法の規定により地方公共団体情報システム機構よりコアシステムに通知されることになっており、その情報を何らかの形で使用することにより、住民票コードが変更されても生成される「符号」は変更されないようにすることを考えておりますので、ご懸念の必要が生じることはありません。

(4) ア. 個人番号の変更が認められる場合は、条文にあるとおり、個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる場合であり、具体的にどのような場合が漏えいして不正に用いられるおそれがあるかは、発生した個別の事象を確認して判断することになると考えられます。

イ. ご指摘の場合以外では、コアシステムにおいて、「符号」の生成方法として上記のどちらの方法を採用するかは検討中ですが、可逆暗号方法を取った場合では、暗号化のキーの漏えい又は暗号化方式が危殆化したときは新たな暗号化のキー又は安全な暗号化方式に変更して、該当機関又はすべての機関の「符号」を新たに生成、再取得することが考えられます。

また、情報保有機関において、「符号」が漏洩した場合については、その情報保有機関の「符号」を新たに生成して置き換えることが考えられます。

「符号」そのものは、見えない番号であって本人や情報保有機関の職員が直接目に触れることはなく、情報提供ネットワークシステム内でのみ使用されるもの

ではありますが、「符号」の不正使用そのものだけでなく、漏洩などにより不正に用いられる恐れが生じた場合には、上述のとおり「符号」を新たに生成し新たなものに変更することになります。

また、これらの場合以外のどのような場合に「符号」の変更を行うかについては、検討中です。

(5) アイ. 申請等の際に本人確認を行うこととなりますが、具体的な運用については検討中です。

ウ. 基本的に、本人が番号の変更を知覚していないことは考えられず、個人番号カードに記載されている個人番号についても変更の手続きがなされていないことも考えられないため、申請の際に必ずその都度住基ネットに照会し確認することが必要になるとは考えていません。

エ. 申請等の際に本人確認を行うこととなりますが、具体的な運用については検討中です。

オ. 本人からの申請等が全く行われなければ、ご指摘のとおり変更前の個人番号が利用機関に存置することもあり得ますが、通常は、定期的（年 1 回等）に個人番号利用事務に関して、申請や確認等の手続等を行うことが想定されるため、その際に個人番号の変更について覚知することができるものと考えています。

カ. 具体的な方法については、現在検討中です。

キ. 「個人番号」と「符号」が変更された場合に、当該変更された「個人番号」及び「符号」を保有する個人番号利用事務等実施者の全てに伝達を行うことは考えておりません。

(6) ア. 番号制度においては、各市町村長が備える住民基本台帳に登録されている者について、個人番号を指定し、通知することとなります。

住民基本台帳は、本人の届出又は職権により記載することとされており、まずは、各市町村において、実態にあった届出をしてもらうよう住民に周知し、適正な住民基本台帳の記録を確保することとなります。

イ. 住民基本台帳法においては、転入・転出の際等に届け出ることとしています。

住民基本台帳は、市町村がその行政サービスを提供する基礎となるものであるため、住民においては、実態にあった届出をすることが必要となります。

ウ. アと同様に、まずは、各市町村において、実態にあった届出をってもらうよう住民に周知し、適正な住民基本台帳の記録を確保することとなります。

2. 情報連携について

(1) ア. 内閣官房のウェブサイトで公開しているものが現時点でお示しできる情報連携の仕組みです。

イ. 仕様書案については、意見招請を実施する予定です。

- (2) 案2と案3を軸に検討中です。
- (3) ア. 情報照会機関は、情報提供ネットワークシステムのコアシステムを経由して情報提供機関へ提供の求めを行い、情報提供機関は当該特定個人情報をインターフェイスシステムを経由して情報照会機関のインターフェイスシステムへ直接送信する方式を採用する予定です。
- イ. 今回採用予定の方式では、情報の提供の求め及び提供の履歴（番号法第23条各号）は、情報提供ネットワークシステムのコアシステムで情報提供等記録として把握・管理されます。
- (4) 情報提供ネットワークシステムのコアシステム及びインターフェイスシステムで、当該照会が正当な情報照会であるか（法に基づく照会であるか否か）のチェックを行い、正当な情報照会であった旨を情報照会機関及び情報提供機関が把握できるようにします。
- また、照会機関のなりすまし等がないよう、安全なネットワークである政府共通ネットワークやLGWANを活用することを予定しており、また、これに加えて公開鍵基盤技術を用いて情報提供依頼者の真正性を検証することも検討しています。情報提供ネットワークシステムを介して情報照会機関から情報提供機関に届いた情報照会は、情報提供機関に提供依頼が届くまでの間にその正当性が確認されます。情報提供機関は、正当な情報照会であった旨の情報や公開鍵基盤技術によって得られる情報提供依頼者の真正性の情報を基に、正当性を判断する権限を有しています。
- (5) ア. 5月21日の参議院総務委員会における総務大臣答弁は、行政機関間の情報連携の基盤として導入される情報提供ネットワークシステムを活用した情報連携においては、社会保障給付の支給等、申請を始めとする何らかの本人の関与があつて初めて行政機関が情報連携を行うこととなるという趣旨での発言です。
- イ. 情報提供ネットワークシステムを活用した情報連携を行うことができる事務として別表第二に規定されている各法律において、社会保障給付の支給等、申請を始めとする何らかの本人の関与が規定されているものです。
- ウ. 本人同意を前提としないことと、本人同意を確認することができることは別の問題です。
- (6) ア. 「納税や社会保障がうまくいかないこと」は、本人に限らず、個人番号を利用する機関においても確認することができると思いますが、いずれにせよ、まずは正確なひも付けを行うことが必要と考えています。なお、番号と符号のひも付けにおいては、4情報だけでなく、番号を使うことも考えています。
- イ. 窓口での本人確認は、個人番号カードの提示を受けた上で、個人番号または住民票コード等により、申請内容の確認を行います。
- 個人番号と符号は直接ひも付けは行わず、別の方法で紐付けします。
- (7) ア. お示しいただいている政府参考人の発言中の「個人番号」とは、符号を含まな

い個人番号のことを指しているものです。

イ. 上記のとおり、符号は含みません。

ウ. 別表第二の第二欄の事務は、情報提供ネットワークシステムを使用して第四欄の特定個人情報の提供を求めることができる事務について規定されているもので、個人番号（符号を含まない）を利用する事務に限られたものではありません。

すなわち、個人番号を利用しない事務において情報連携を行う場合には、別表第二を改正して、当該事務を追加しなければならないこととなります。

エ. 「特定個人情報以外の情報の授受」とは、特定個人情報以外の個人情報の授受を行うことです。

この規定の趣旨は、情報提供ネットワークシステムが個人情報の保護に十分配慮され、安全性及び信頼性が確保されたものであることが求められていることから、その構築に当たっては、将来的に、特定個人情報以外の個人情報の授受についても活用する可能性を考慮して行わなければならないというものです。

なお、特定個人情報以外の個人情報の授受に情報提供ネットワークシステムを活用することについては、附則第 6 条第 1 項に基づき、法律の施行後 3 年を目途として、制度の施行状況等を踏まえつつ、必要があれば行うこととされています。

オ. 当該資料においては、現在の番号法別表第二によって行うことができる情報連携の授受について、シンプルに説明を行うことを目的としているため、特定個人情報以外の情報の授受についての図は削除したものです。

3. 個人番号カード・通知カードについて

(1) 引用されている答弁の趣旨は、「個人番号」の真正性の確認のためには、写真付きの個人番号カード等が必要であるということです。一方で、レンタル店などで「個人番号」を確認する事務はないものと考えられます。

(2) アイ. 通知カードは、世帯単位で送付することを想定しております。具体的方法については今後検討してまいります。

ウ. DV 被害者など特に配慮が必要な方への通知については、今後、具体的な送付方法を検討してまいります。

エ～キ. 通知カードについては、必要な事項を総務省令で定めることとしており、今後検討してまいります。

(3) ア. 個人番号カードは、個人番号の真正性を証明する手段であるとともに、広く本人確認書類として活用されるものであることから、現行の住基カードと同様に、氏名、住所、生年月日の他、券面に性別を記載し、本人の特定をより確実に行うこととしたものです。

性別については、第 180 回国会提出法案においては政令で定める事項としていたところ、今回の番号法においては、法律で定めることとしたところです。

イ. 個人番号カードは、氏名、住所、生年月日、性別と共に本人の写真が表示されており、運転免許証を持たない方などの本人確認において有効であるため、国民の利便性向上の観点から、広く本人確認に利用できることとしているところです。

なお通知カードは、個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に、運転免許証など顔写真付きの本人確認書類等と併用して個人番号の確認ができるようにするものであり、個人番号を利用しない場合の本人確認書類としては使用することは想定していません。

ウ. 個人番号カードの交付の際の具体的な方法については、今後政省令などで定めてまいりたいと考えていますが、総務省としては、個人番号カードが不正に交付されることのないよう、市町村の窓口において、運転免許証や住基カードといった顔写真付きの本人確認書類の提示を求めるなどの厳格な本人確認が必要であると考えています。

エ. 窓口における個人番号カードの交付の手続きの際に、利用者に確認を行った上で、条例利用によるサービスの内容を引き継ぐことを想定しています。

オ. 顔写真データについては、個人番号カード発行のため、機構の個人番号カード管理システム等において管理することを想定しています。

(4) 個人番号カード及び通知カードを身分証明書として常に携帯することを求め、その不所持を罰することは、現在のところ検討しておりません。

一方、告知義務や虚偽の告知については、カードの不所持とは別の問題であり、この点に関しては、社会保障・税番号大綱にあるとおり、各個別法で検討されることとなります。

4. マイポータルについて

(1) 代理人による利益相反行為を防止できるよう、現在も検討を進めているところです。

(2) 番号法は、個人番号カードの交付申請時及び個人番号の提供時における厳格な本人確認を義務づけ、偽りその他不正な手段による個人番号カードの不正取得等に対して刑事罰を規定するなどの対応策を講じています。

また、マイ・ポータルのサービスのうち特定個人情報を取り扱うものについては、なりすましにより特定個人情報を詐取されることのないよう、利用の際は情報セキュリティ及びプライバシー保護に配慮し、厳格な本人認証が必要であると考えています。

具体的には、特定個人情報にかかる部分については、個人番号カードのみでマイポータルにログインできない仕組みを考えています。仮に個人番号カードを紛失し、他人がそのカードを利用してログインしようとしても、ログインできないようにする予定です。

(3) 番号法附則第6条第5項の規定により、同法第23条第1項及び第2項に規定する事項について、開示の請求ができるものとされています。

また、自己情報表示の範囲については検討中です。

(4) イを採用する方向で検討中です。

(5) マイポータルの自己情報表示機能は、法律又は条例の規定による個人情報の開示に関する機能（番号法附則第6条第6項第1号）であり、行政機関や警察が特定の個人の情報を閲覧することはできません。

また、不正アクセス、不正操作等の不正行為発生に備え、何らかのかたちでアクセスログを記録することなどを検討しています。